

宮代町地域防災計画

(修正案)

抜粋

令和6年 月

実施担当一覧表

項目	実施担当	ページ	実施担当																		
			(町民生活課)・事務局	総務課・総務班	企画財政課・企画財政班	住民課・住民班	税務課・税務班	町民生活課・町民生活班	環境資源課・環境資源班	福祉課・福祉班	子育て支援課・子育て支援班	健康介護課・健康介護班	産業観光課・産業観光班	手づくり建設課・手づくり建設班	会計室・会計班	教育推進課・教育推進班	消防組合	消防団	久喜宮代衛生組合	北本地区衛生組合	社会福祉協議会
第1編 総則		1～																			
第1章 計画の目的等		3～																			
第1節 計画の目的		3～																			
第2節 計画策定の方針		3～																			
第3節 計画の性格と修正		3～																			
1 計画の性格		3～																			
2 計画の修正		4～																			
第4節 計画の進行管理		4～																			
1 基本的な考え方		4～																			
2 対策の計画的な推進		4～																			
3 計画の点検と充実		5～																			
第5節 計画の周知		5～																			
第6節 計画の体系		5～																			
第2章 宮代町の災害に関する特性		6～																			
第1節 自然的特性		6～																			
1 町の位置		6～																			
2 町の地形		6～																			
3 町における自然災害		6～																			
第2節 社会的特性		7～																			
1 土地利用		7～																			
2 人口		7～																			
第3節 災害の歴史		11～																			
1 地震災害		11～																			
2 風水害		13～																			
第3章 宮代町における災害想定及び基本的課題		14～																			
第1節 災害被害想定		14～																			
1 地震災害		14～																			
2 風水害		17～																			
第2節 災害対策の方針及び減災目標		19～																			
1 災害対策における基本的課題の捉え方		19～																			
2 減災目標（地域目標）		19～																			
第4章 住民及び事業者の基本的責務		20～																			
第1節 住民や事業者の防災に対する役割の重要性		20～																			
第2節 住民の責務		21～																			
第3節 事業者の責務		21～																			
第5章 防災機関の処理すべき業務の大綱		22～																			
第1節 宮代町		23～																			
第2節 消防組合、消防団		23～														●	●				
第3節 埼玉県（埼玉県の機関を含む）		24～																			
第4節 指定地方行政機関		26～																			
第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関		28～																●	●		
第6節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		29～																			●
第7節 自衛隊		30～																			
第2編 災害予防対策編		31～																			
第1章 基本方針		33～																			
第1節 人づくり（自助）		33～																			
第2節 組織づくり（共助）		33～																			
第3節 災害時体制の整備（公助）		33～																			
第4節 災害に強い社会基盤の整備（公助）		33～																			
第5節 ICTの防災施策への積極的な活用		34～																			
第2章 災害に強い人と地域づくり		35～																			
第1節 自助、共助による防災力の向上		35～																			
1 広報・ホームページによる意識啓発		35～		●				●													
2 啓発パンフレット等の作成・配布		35～						●													
3 適切な避難行動に関する普及啓発		36～						●									●	●			
4 防災訓練・研修の実施		36～						●									●	●			
5 高齢者や障がい者などの要配慮者に対する適切な避難行動に関する理解促進		36～						●		●		●									●
第2節 各事業所の防災力の向上		37～																			
1 事業所の役割		37～							●					●							
2 企業等における防災体制の充実		37～							●												
3 事業所における防災研修・教育の実施		38～							●								●				
4 事業所における危険物等関連施設の防災対策		38～							●								●				
第3節 地域の防災力の向上		38～																			
1 地域の防災力の強化		38～		●					●								●				
2 自主防災組織の活動支援		39～							●								●	●			

実施担当一覧表

項目	ページ	実施担当																		
		(町民生活課)・事務局	総務課・総務班	企画財政課・企画財政班	住民課・住民班	税務課・税務班	町民生活課・町民生活班	環境資源課・環境資源班	福祉課・福祉班	子育て支援課・子育て支援班	健康介護課・健康介護班	産業観光課・産業観光班	手づくり産業課・手づくり産業班	会計室・会計班	教育推進課・教育推進班	消防組合	消防団	久喜市代衛生組合	北本地区衛生組合	社会福祉協議会
5 自主防犯組織としての活動	169～	●																		
第6節 広域避難の受入れ	170～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
第8章 災害ボランティアとの連携	171～																			
第1節 ボランティアとの連携体制	171～									●										●
第2節 宮代町災害ボランティアセンター	171～																			
1 宮代町災害ボランティアセンターの開設	171～									●										●
2 ボランティアセンターの業務	172～									●										●
3 ボランティアの受入	172～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
第9章 避難と受入れ	174～																			
第1節 避難の流れ	174～																			
1 避難の流れ	174～		●							●	●	●			●					
2 一時避難所への避難（住民の自主的避難）	174～		●							●	●	●			●					
3 指定避難所への避難	175～		●							●	●	●			●					
4 避難所の集約化	175～		●							●	●	●			●					
第2節 避難に関する情報の把握	175～		●										●			●	●			
第3節 避難指示等	176～																			
1 避難指示の基準	176～	●	●																	
2 実施責任者	176～	●	●																	
3 避難指示の内容	176～	●	●																	
4 避難指示の伝達方法	177～	●	●													●	●			
第4節 緊急安全確保措置の指示	178～	●	●																	
第5節 警戒区域の設定	178～	●														●	●			
第6節 避難行動要支援者等の対策	179～																			
1 対応の基本方針	179～									●		●								
2 避難行動要支援者に対する対策	179～		●	●						●	●	●	●	●	●	●	●			●
3 保育園、幼稚園における園児への対策	181～					●					●					●				
4 外国人への対策	181～		●		●	●														
第7節 避難の誘導及び搬送	183～																			
1 避難誘導担当者	183～					●											●	●		
2 誘導方法及び輸送方法	183～	●				●											●	●		
3 避難行動要支援者に対する避難誘導	184～	●								●	●	●				●	●			
第8節 避難所の開設	185～																			
1 避難所開設の流れ	185～		●			●				●	●	●			●		●			
2 避難所の開設	185～		●			●				●	●	●			●		●			
3 臨時的避難所	188～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
4 福祉避難所	188～									●	●	●			●					
第9節 避難所の管理・運営	189～																			
1 避難所の運営組織	189～									●	●	●			●					
2 避難所の運営	189～									●	●	●			●					
3 避難所の管理・運営上の留意点	189～	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
4 避難所に必要な設備等	191～	●								●	●	●	●		●					
5 避難行動要支援者等や女性、性的少数者への配慮	192～	●	●							●	●	●			●					
6 集約避難所の設置・検討	193～	●								●	●	●			●					
7 避難所外避難者への対応	193～	●								●	●	●	●		●	●	●			
8 避難所における新型コロナウイルス感染症対策	194～	●	●							●	●	●			●					
第10節 帰宅困難者への支援	196～																			
1 帰宅困難者への支援目的	196～	●	●	●								●			●					
2 帰宅困難者への情報の提供	196～	●	●	●		●						●			●					
3 帰宅困難者の一時滞在施設の確保	197～	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●					●
4 帰宅支援	197～	●												●						
第11節 町外被災地からの避難の受入	198～																			
1 町外避難者への支援目的	198～	●																		
2 町外被災者の避難所への収容	198～	●								●	●	●			●					
第10章 交通の確保対策	199～																			
第1節 交通の確保対策の流れ	199～	●	●										●							
第2節 交通支障箇所等の情報の把握	199～												●							
第3節 関係機関への通報	200～																			
1 道路、橋梁等の被災状況に関する情報	200～	●							●					●						
2 国道、県道の被災状況に関する情報	200～	●							●					●						
第4節 交通対策に関する措置	200～																			
1 被災地内の交通対策	200～		●										●	●						
2 交通対策の実施責任者	201～													●						
3 警察官、自衛官及び消防組合職員の実行措置	201～													●		●				
第5節 道路の応急復旧等	202～																			
1 緊急道路啓開路線の選定	202～													●						
2 道路啓開の実施	202～												●	●						

実施担当一覧表

項目	ページ	実施担当																		
		(町民生活課)・事務局	総務課・総務班	企画財政課・企画財政班	住民課・住民班	税務課・税務班	町民生活課・町民生活班	環境資源課・環境資源班	福祉課・福祉班	子育て支援課・子育て支援班	健康介護課・健康介護班	産業観光課・産業観光班	手づくり産業課・手づくり産業班	会計室・会計班	教育推進課・教育推進班	消防組合	消防団	久喜市代衛生組合	北本地区衛生組合	社会福祉協議会
第18章 災害救助法の適用	246～																			
第1節 災害救助法の適用手続	246～	●																		
第2節 災害救助法の適用	246～																			
1 災害救助法の適用基準	246～	●																		
2 被災世帯の算定	246～	●																		
第3節 応急救助の実施方法	247～	●																		
第19章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	248～																			
第1節 趣旨	248～																			
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	248～																			
1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達	248～																			
2 町民、企業等へのよびかけ	249～	●	●									●								
3 地震発生後の対応	250～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2部 風水害応急対策計画	251～																			
第1章 応急対策の基本方針	253～																			
第1節 警戒活動期の方針	253～																			
第2節 救助・救命期の方針	253～																			
第3節 救援期の方針	253～																			
第2章 災害対策本部の設置	254～																			
第1節 災害対策本部の設置基準	254～	●	●												●					
第2節 災害対策本部の廃止	254～	●																		
第3節 本部の職務と運営	254～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4節 本部の組織及び事務分掌	254～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 職員の配備と動員	255～																			
第1節 職員の配置計画	255～																			
1 風水害発生時の配備体制及び災害対策本部の設置基準	255～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 体制の変更	257～	●																		
第4章 情報の収集と伝達	258～																			
第1節 情報収集と伝達の基本方針	258～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 情報管理体制	258～																			
1 気象注意報・警報伝達系統	258～	●					●								●					
2 洪水予報伝達系統	258～	●																		
3 各機関からの情報収集	259～	●					●				●	●			●					
4 熊谷地方気象台等とのホットラインの運用	259～	●					●													
第3節 気象情報の種類	261～																			
1 警報等の種類及び発表基準	261～	●																		
2 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ	266～	●																		
第4節 異常な現象発見時の通報	266～																			
1 発見者の通報	266～	●					●													
2 町長の通報及びその方法	266～	●					●													
3 熊谷地方気象台に通報する事項	266～	●					●													
第5節 通信手段と役割分担	266～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6節 災害情報の収集、報告及び記録の方法	266～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1 本部への情報の集約	267～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7節 広報体制の確保	267～	●	●		●			●	●	●										
第8節 住民からの問い合わせに対する対応	267～	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第5章 水防活動（警戒体制時における活動）	268～																			
第1節 町内の主要河川	268～																			
第2節 水防活動の位置づけ	268～																			
第3節 水防活動隊の編成	268～						●				●	●			●	●				
第4節 水防活動の内容	269～						●	●			●				●	●				
第5節 消防組合の出動要請基準	269～														●					
第6節 警戒体制時における町組織の水防活動	270～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第7節 その他の水防活動	270～																			
第6章 竜巻・突風対策	271～																			
1 竜巻等突風に関する情報の伝達	271～						●	●												
2 救助の適切な実施	273～	●																		
3 がれき処理	273～	●					●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4 避難所の開設・運営	273～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5 応急住宅対策	273～														●					
6 道路の応急復旧	273～														●					
第7章 消防活動（消火・救出・救護）	274～	●					●				●				●	●				
第8章 応急医療と保健衛生	274～	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第9章 防災関係機関等への応援要請と連携	274～	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第10章 災害ボランティアとの連携	274～			●						●										●
第11章 避難と受入れ	275～																			
第1節 避難の流れ	275～	●								●	●	●			●					

第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関

【久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合】

機関名	業務大綱
東武鉄道株式会社 東武動物公園駅	1 鉄道施設等の安全確保 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	1 電気通信施設の整備 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧
東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社	1 災害時における電力供給 2 被災施設の応急対策及び災害復旧
ガス供給事業者	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安 2 災害時におけるガス供給 3 被災施設の応急対策及び災害復旧
日本赤十字社 埼玉県支部	1 生活環境の整備、こころのケアなど避難所の設置支援に関すること 2 医療（診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容並びに看護）に関すること 3 助産（分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給）に関すること 4 死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処置および検索）に関すること 5 その他必要な事項
埼玉県トラック協会 久喜支部	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力
日本郵便株式会社 杉戸郵便局	1 郵便、為替貯金及び簡易保険各事業の業務運行管理、並びにこれらの施設等の保全 2 救助物資を内容とする小包郵便物の料金免除、並びに災害時における郵便はがき等の無償交付
久喜宮代衛生組合	1 災害時に発生する生活ごみの処理に関すること 2 災害時に発生するその他廃棄物等の処理支援に関すること
<u>北本地区衛生組合</u>	<u>1 災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥の処理に関すること</u>

【住民課、町民生活課、環境資源課、健康介護課】

8 遺体の処理体制の整備

(1) 事業者との協定締結

棺、ドライアイス等、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、住民課はあらかじめ葬儀業者を把握しておくとともに、環境資源課と連携して業者との間に協定の締結を図っておく。

(2) 遺体安置所の選定

大規模災害時には多くの身元不明者（住民とは限らない）の遺体が発生することが予想される。そのため、住民課は、災害時に迅速な対応がとれるよう町民生活課と連携して平常時から遺体安置所を確保・選定しておく。

(3) 遺体処理マニュアルの作成

住民課は、災害時における遺体処理を迅速に行うため、平常時から遺体の処理についてマニュアルの整備を進めておく。また、マニュアルの整備にあたっては、実際に現場対応を行う健康介護課や警察署からも意見を聴取するものとする。なお、マニュアルの整備後は、いざ災害が発生した際に迅速な対応ができるよう住民課はマニュアルの習熟を図る。

【環境資源課、まちづくり建設課、久喜宮代衛生組合、[北本地区衛生組合](#)、社会福祉協議会】

9 災害廃棄物の収集・処理の体制整備

災害発生時において大量に発生する廃棄物の処理にあたり、迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進等を図ることによって住民の生活を確保し、早急に復旧・復興を推進していくことを目的として、基本的な事項を定める宮代町災害廃棄物処理計画を策定した。

環境資源課は、宮代町災害廃棄物処理計画に基づき、久喜宮代衛生組合、[北本地区衛生組合](#)等と連携して、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施するものとする。

(1) 事業者との協定締結

仮設トイレ等のし尿処理に必要な資機材が迅速に確保できるよう環境資源課はあらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定を締結する。

(2) し尿処理体制

環境資源課は、[北本地区衛生組合と連携し、災害時に適正にし尿処理を行う。](#)

仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後の復旧・復興期も継続して実施する。

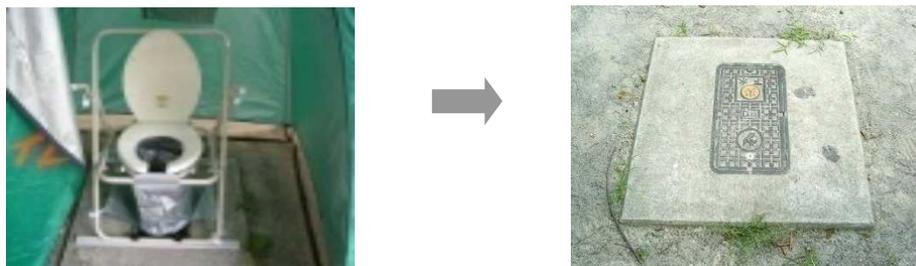
(3) 避難所等への災害用トイレ機能の整備

災害時、避難所のトイレは、断水により使用後はバケツで水を流すことになるが、給水体制が充分でなければすぐにトイレがし尿で一杯になってしまうため、避難者の多くは簡易仮設トイレを使用することになる。しかし、これも汲み取り式ではないため、すぐにし尿で一杯になり、使えなくなってしまうことが予想される。

阪神・淡路大震災以後、災害用トイレの研究が進められており、下水道のマンホールの蓋を空けたところに仮設トイレを設置する汲み取りの心配が要らない方式のトイレが普及してきている。

町では、指定避難所、又は一時避難場所として活用できる公園等へ下水道に直結したマンホールトイレの整備を検討していくものとする。なお、進修館には、災害予防対策として、3か所分のマンホールトイレ用マンホールが設置されている。

なお、平常時はベンチとして活用できる景観と機能を併せ持ったトイレの設置について検討していくこととする。



＜図2-6＞ 下水道のマンホールの上に直接便器を置くタイプ

(4) 災害廃棄物の処理体制

大規模災害が発生した場合は、短期間で災害廃棄物が大量に発生することが想定される。そのため、環境資源課は、災害時に指定避難所等の廃棄物、いわゆる生活ごみが適正に処理できるよう平常時に久喜宮代衛生組合と連携し、災害時における円滑な廃棄物処理を行う。

- ① 災害の被害想定に基づく種類別のごみの発生量の想定
- ② 久喜宮代衛生組合との災害時を想定したごみの収集
- ③ 事業者への応援要請体制の確保
- ④ 県に対する応援体制の確保
- ⑤ 住民へのごみ収集体制の周知方法

町は、久喜宮代衛生組合、[北本地区衛生組合](#)と連携して、次のような取組を行う。

【災害廃棄物仮置場候補地（一時集積所）の選定】

- ・災害廃棄物処理計画に記載した災害廃棄物仮置場候補地の中から、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。
- ・仮置場候補地の利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。
- ・仮置場の確保は平時に選定した候補地が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

【災害廃棄物の処理体制の確保】

- ・仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場の運営を行う。
- ・仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
- ・応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を行う。

【生活ごみの処理体制の確保】

- ・避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
- ・生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も平時と同様の体制を基本として継続して実施する。

- ⑥ 管路整備計画の作成にあたっては、管路をつなげるループ化や複数系統化等のバックアップ手段を考慮する。
- ⑦ 防災施設として活用する場合を考慮して、下水道施設にマンホールトイレを整備するとともに、施設内の雨水を消防用水として再利用できるよう検討を行う。
- ⑧ 緊急点検の実施方法、応急復旧時の作業内容、資機材の備蓄について、あらかじめ県・市町村間で支援体制や組織等に関して基本ルールを定めておく。

【町民生活課】

9 電気、ガス、通信施設等の震災予防対策

電気、ガス、通信、産業廃棄物処理にかかる各事業者は、各事業者が作成した防災計画及び県防災計画に基づき、所管施設について次のように防災性の確保に努める。また、町民生活課は、これら各事業者と日頃から情報を交換するとともに、防災会議や地域防災訓練等を通じて、町の防災力の向上を図っていく。

- ・ライフライン関連施設の耐震性の確保
- ・バックアップ機能の確保（系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等）
- ・被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備
- ・優先復旧順位の事前決定

【環境資源課、久喜宮代衛生組合、[北本地区衛生組合](#)】

10 廃棄物処理施設の震災予防対策

久喜宮代衛生組合、[北本地区衛生組合](#)と町は、廃棄物処理施設について、次のような予防対策を実施するよう努める。

- ・施設の耐震化、不燃堅牢化
- ・施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等の準備
- ・処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保

【町民生活課】

11 エネルギーの確保

(1) 電力供給の安定化

自立・分散型電源に代表されるエネルギー源の多様化により、防災活動の拠点となる役場庁舎や避難所における電力供給の安定化に向けた取組を促進する。

(2) 燃料の多様化

災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多様化（電気、天然ガス、LPガス、水素等）に努める。また、災害時でも使用できるよう多重電源により電力供給が安定しているEV車の導入を検討するとともに、EV車導入の相談があった場合には、再生可能エネルギー電力活用促進事業補助の利用について斡旋する。

【町民生活課、産業観光課、まちづくり建設課】

5 河川施設の維持・補修

河川施設（別冊資料編 資料-5 参照）には、排水機場、排水ポンプ場、制水扉、水門樋管があり、内水予防施設として、調整池、雨水貯留・浸透施設等がある。施設の管理者については、定期的に施設の管理・点検を行い、いざ災害が迫ってきた際に、施設が故障等で稼動しないということがないよう細心の注意を払って対処するものとする。

また、河川の堤防、護岸等について日頃より点検を行い、護岸の崩壊等を未然に防げるよう注意を払っていく。

【産業観光課】

6 農業用水利施設の整備

農業用排水路の周辺地区は、大雨や台風による水路の溢水等が生じた場合は甚大な被害が生じるため、農業用水利施設の防災機能強化を図るために必要な整備を行う。

【町民生活課、まちづくり建設課】

7 内水ハザードマップの作成

県の支援のもと、町は内水氾濫による被害の軽減を図るため、大雨による浸水の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報、内水浸水箇所を示したハザードマップを令和2年度に作成し、全戸配布により住民に情報提供を行った。なお、内水ハザードマップに掲載する情報については、洪水ハザードマップ内に掲載することで、周知することもある。

【町民生活課、まちづくり建設課】

8 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 洪水浸水想定区域の指定・公表

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、町長に通知する。

○国管理河川：利根川、荒川

○県管理河川：中川、大落古利根川

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場

合にあつては、これらの施設の名称及び所在地（第6編 資料編 資料集 資料-15 要配慮者利用施設一覧表 P384 参照）

ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。）

⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

町防災会議は、町地域防災計画に上記④に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、町地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記④の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

<④のア 要配慮者利用施設>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）

<④のイ 大規模工場等>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
- ・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）
- ・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市町村長への報告（義務）

【町民生活課、まちづくり建設課】

9 風水害に強いまちの形成

災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

町及び国（国土交通省）は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、浸水被害を受けにくい安全な県土づくりを進める。

国、公共機関、地方公共団体、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域等の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

第6節 地盤災害の予防

自然特性や災害特性等に適した土地利用を推進するうえで、地震による液状化等の地盤災害の危険性が高い地域については、地盤災害の軽減を図るための対策を実施する。

【町民生活課、まちづくり建設課】

1 調査の実施及び公表

町は、平成26年3月に公表された埼玉県地震被害想定結果をもとに令和2年度に液状化ハザードマップを作成し、住民への液状化危険度の周知を行った。今後も引き続き、大学、各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査を継続するとともに、液状化ハザードマップの更新を実施する。

【まちづくり建設課】

2 液状化対策工法

土木施設や構造物、建築物、地下埋設物への液状化対策工法については、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策がある。

【まちづくり建設課】

3 液状化対策の実施等

液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をする等、適切な手法で対象となる施設について耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施する。

町は県と連携し、住民に対して、建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法等について、知識の普及や意識の啓発を図るものとする。

第4節 本部の組織及び事務分掌

【各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合、社会福祉協議会】

1 組織体系図

本部の組織は次のとおりとする。



<図3-1> 本部組織体系図

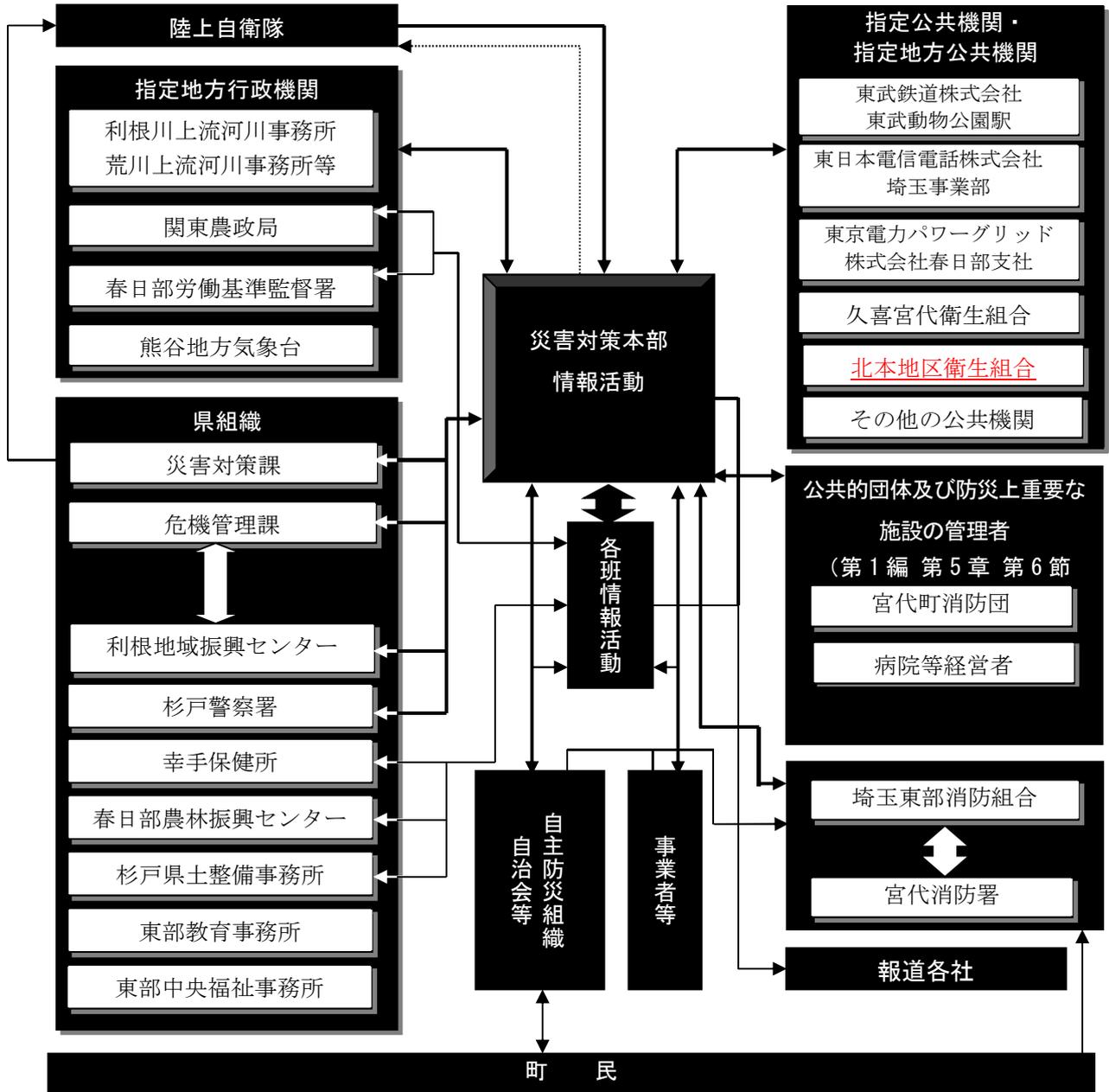
班	救助・救命期（発災～3日）	救援期（注1） （4日～10日）	復旧・復興期
企画財政班	1 救援物資の調達及び仕分け整理 2 救援物資の保管 3 各班からの救援物資の調達要請及び要望への対応 4 緊急予算編成及び資金調達 5 災害時における資金調達 6 公共施設の応急復旧 7 庁舎内及び庁舎と接続しているデータ通信ネットワーク被害の把握及び復旧状況の確認 8 行政財産に対する被害状況の確認 9 町有車及び借上車両等の配車 10 輸送車両及び燃料の確保 11 発災時における庁舎及び周辺地域の被害状況の把握 12 災害時における輸送機関の確保及び交通機関との連携 13 災害応急活動における臨時駐車場の確保 14 役場庁舎への車両の誘導及び交通整理 15 応援部隊（行政機関・協定締結機関等）の受入に伴う宿泊所（宿营地）の確保及び調整 16 災害対策に関する公共用地の有効活用 17 班内の庶務及び協力調整 18 災害情報の収集 19 他の班の支援	1 災害救助及び復旧事業の概算予測に関する積算 2 循環バスの災害時活用 3 災害状況の統計管理 ○以下同左	1 町債及び交付税の確保 2 国庫補助の要望 3 災害対策予算の総合調整 4 災害復旧予算の編成及び執行管理 5 その他財源調達及び災害対策予算等の確保
住民班	1 遺体捜索の事務 2 遺体の処理（洗浄・消毒） 3 遺体安置所、棺及びドライアイス等の確保 4 遺体の搬送に関する関係業者との連絡調整 5 斎場の利用調整 6 遺体の埋・火葬に関する事務 7 火葬及び焼骨の仮収蔵計画 8 住民からの安否確認・相談 9 班内の庶務及び協力調整 10 災害情報の収集 11 他の班の支援	1 身元不明者の埋火葬 2 災害に伴う国民健康保険税の減免等の緩和措置 3 国民健康保険の給付 4 社会保険事務所との連絡調整 ○以下同左	
税務班	1 人的被害状況の情報収集 2 建物その他施設等の被害状況調査 3 各班からの被害情報等の取りまとめ 4 被害情報等の分類整理（地区別） 5 被害情報等の本部への報告 6 各班及び関係機関への被害情報等の情報提供 7 被災者の避難誘導 8 班内の庶務及び協力調整 9 災害情報の収集 10 他の班の支援 ※1、2、7については、各班からの派遣班員が行う。	1 人的及び物的被害状況の調査・報告・取りまとめ 2 災害に伴う町税の申告期限の延長及び減免等による納税緩和措置 3 罹災者台帳の作成並びに罹災の相談及び証明書の発行 ○以下同左	1 町税の減免措置の開始
町民生活班	1 事務局の業務補佐 2 局内の庶務及び協力調整 3 災害情報の収集 4 他の班の支援	○同左	○同左
環境資源班	1 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 <u>北本地区衛生組合からの情報収集</u> 3 久喜宮代衛生組合への情報提供 4 <u>北本地区衛生組合への情報提供</u> 5 仮設トイレの調達 6 広域利根斎場組合との連絡調整 7 避難所におけるペットの避難状況の把握 8 ねずみ族・昆虫等の駆除業者の斡旋 9 動物の保護収容施設の斡旋 10 獣医師の斡旋 11 災害廃棄物処理対応 12 班内の庶務及び協力調整 13 災害情報の収集 14 他の班の支援	○同左	○同左

第2節 情報管理体制

【各班共通、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合】

1 情報管理体系

町及び防災関係機関等との情報の収集・伝達体制は、次のとおりである。



<図3-2> 情報管理体制図

【各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合】

2 防災関係機関連絡一覧

災害発生時には、目的別・機能別に迅速に連絡を取らなければならないことから、それぞれ次のとおり、一覧表にして整理する。

＜表3-6＞ 防災関係機関連絡一覧表

番号	分類	名称	備考
1	埼玉県	災害対策課	自然災害・事故災害
		危機管理課	すべての危機情報
危機管理防災センター		すべての危機情報	
2		利根地域振興センター	被害報告
3		杉戸警察署	交通規制・避難誘導・検視等
4		幸手保健所	保健衛生・犬の捕獲等
5		春日部農林振興センター	農業被害
6		杉戸県土整備事務所	公共土木・施設被害
7		東部教育事務所	応急教育
8		東部中央福祉事務所	福祉
9	埼玉県東部環境管理事務所	有害物質流出等の環境汚染全般	
10	埼玉県動物指導センター南支所	動物の保護全般	
11	国機関	総務省消防庁	被害報告
12		陸上自衛隊	派遣要請
13	指定地方行政機関	利根川上流河川事務所	洪水情報
14		荒川上流河川事務所	洪水情報
15		関東農政局	食料調達
16		春日部労働基準監督署	労働雇用
17		熊谷地方气象台	風水害情報
18	指定公共機関・指定地方公共機関	東武鉄道株式会社東武動物公園駅	鉄道被害
19		東日本電信電話株式会社埼玉事業部	通信被害
20		東京電力パワーグリッド株式会社 コンタクトセンター	電力施設
21		東彩ガス株式会社春日部サービスセンター	ガス被害
22		日本赤十字社埼玉県支部	救出活動支援
23		埼玉県トラック協会久喜支部	輸送活動
24		日本郵便株式会社杉戸郵便局	郵便事業
25		久喜宮代衛生組合	廃棄物処理
<u>26</u>		<u>北本地区衛生組合</u>	<u>廃棄物処理</u>
<u>27</u>	機 消 関 防	埼玉東部消防組合	消火活動
<u>28</u>		宮代消防署	消火活動

番号	分類	名称	備考
29	その他関係団体	南彩農業協同組合宮代営農経済センター	食料調達
30		宮代町商工会	食料調達
31		病院等経営者	保健医療
32		南埼玉郡市医師会	保健医療
33		宮代町建設土木事業者協力会	復旧資材
34		宮代町水道工事業者組合	上水道被害
35		宮代町下水道排水設備指定工事店	下水道被害

第3節 通信手段と役割分担

【各班共通】

災害時には、町内の災害情報だけでなく、国、県並びに関係機関への報告、報道機関との連絡調整が一度に発生し、これを短時間のうちに対応していかなければならないことから、災害情報の内容、通信手段の性格ごとに役割を分けて対応する必要がある。通信手段の種類については、既に「第2編 第3章 第1節 6 情報通信手段の充実」に記載したとおりであるが、それぞれの情報手段ごとの役割は次のとおりである。

＜表3-7＞ 情報活動役割分担表

情報手段	担当班	必要参考人員
1 町内（住民）への情報伝達手段 (1) 固定系防災行政無線 (2) 防災行政無線テレホンサービス (3) ホームページ・防災ツイッター・公式LINE (4) 緊急速報メール、登録制メール (5) 自動販売機災害時メッセージボード (6) テレビ（テレビ埼玉によるデータ放送を含む。）、ラジオ (7) 広報車 (8) 消防団 (9) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）	総務班	2人以上
2 県及び県内防災関係機関との情報交換手段 (1) 埼玉県防災行政無線関係（通信・電話） (2) 電話（災害時優先電話） (3) 県災害オペレーション支援システム	事務局	2人
3 町内における災害情報の収集先 (1) 移動系防災行政無線 (2) 班員 (3) アマチュア無線クラブ (4) 自主防災会	税務班 各班	10人以上
4 各班及び現地災害対策本部との情報交換手段 (1) 移動系防災行政無線 (2) 災害時優先電話 (3) 簡易無線（移動系）	事務局	2人

また、これらの通信手段別の留意点については「第2編 第3章 第1節 6 情報通信手段の充実」に掲げるほか、次のとおりである。

第4節 災害情報の収集、報告及び記録の方法

【各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合、[北本地区衛生組合](#)】

1 本部への情報の集約

災害時における情報収集の役割は、主に税務班が担うこととなっているが、大規模災害の場合は、同時多発的に災害が発生するため、税務班のみで全ての情報の収集は困難である。そのため、発災直後においては、全ての班員が各班長の指示のもと組織を通じて情報を集約・整理し、税務班に報告するものとする。税務班は収集した情報をとりまとめ、定期的に本部へ報告を行うものとする。本部では、報告された情報について、本部内で情報の共有化を図るものとする。

(1) 発災直後の情報収集すべき内容の一覧

発災直後に情報収集する内容については、次のとおりである。

＜表3-9＞ 発災直後の情報収集内容一覧

区分	情報収集する内容	関係各班、関係機関	
人的被害	1 死者、負傷者の発生及び人命危険の有無	非常態勢時	税務班
	2 被災者の状況	警戒態勢時	町民生活班
	3 住民の動向		
	4 避難の必要の有無及び避難の状況		
火災被害	1 火災の発生及び延焼の状況	消防組合	
物的被害	1 庁舎等所管施設、設備の被害状況	企画財政班 (庁舎周辺の探索視認)	
	2 道路、橋梁の被害状況及び道路交通の状況	まちづくり建設班 (警察機関、その他防災関係機関からの通報、交通運転者からの通報、現地パトロール等)	
	3 建物の倒壊状況	税務班・各班	
	4 電気、ガス、電話回線等の被害状況	各公益事業者	
	5 文教施設の被害状況	教育推進班	
	6 病院の被害状況	健康介護班	
	7 保育園、学童保育所等の被害状況	子育て支援班	
	8 清掃施設の被害状況	久喜宮代衛生組合、 北本地区衛生組合	
	9 鉄道の運行状況	東武動物公園駅	
	10 社会福祉施設の被害状況	福祉課、子育て支援課、健康介護課	
	11 公園施設の被害状況	まちづくり建設班	
	12 上水道の被害状況	まちづくり建設班	
	13 下水道の被害状況	まちづくり建設班	
地震情報	地震の震源、規模（マグニチュード）や揺れの大きさ（震度）に関する情報	気象庁 県災害対策課	
その他	災害対策上必要な事項		

また、その他の情報の入手先として、次に掲げる手段が想定される。

- ① 参集した班員からの被災状況の報告
- ② テレビ、ラジオからの情報
- ③ 住民、事業者からの情報
- ④ インターネットからの情報
- ⑤ 県衛星通信ネットワーク・県地上系防災行政無線・県災害オペレーション支援システムからの情報

なお、安否情報の提供にあたっては、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、町は、情報収集や提供等、県が設置する災害情報相談センターの業務に協力するものとする。

【事務局、総務班、住民班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班 _____、社会福祉協議会】

5 問い合わせが予想される事項一覧

＜表3-10＞ 問い合わせが予想される事項一覧表

内容	各班・関係機関
被害の状況	総務班
地震活動の今後の見通し	事務局
家族・知人の安否に関する情報	住民班
医療に関する情報	健康介護班
避難の必要性に関する情報	事務局
飲料水の確保に関する情報	まちづくり建設班
食料、救援物資の確保に関する情報	産業観光班
遺体の安置等に関する情報	住民班
電気に関する情報	東京電力パワーグリッド株式会社
下水道、トイレの復旧に関する情報	まちづくり建設班
仮設トイレ・トイレの汲み取りに関する情報	<u>環境資源班</u>
ごみ、がれきの処理に関する情報	環境資源班
電話に関する情報	東日本電信電話株式会社埼玉事業部
ガスに関する情報	各ガス会社・都市ガスの会社が分からない場合は、まちづくり建設班
道路に関する情報（交通規制状況等）	まちづくり建設班
公共交通に関する情報（運行状況等）	東武動物公園駅
教育に関する情報（休校等）	教育推進班
避難所に関する情報	事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班
店舗・宿泊施設等の営業状況に関する情報（ガソリンスタンド、銀行等）	産業観光班
ボランティア募集に関する情報	社会福祉協議会・福祉班

【事務局】

6 県、市町村、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

県では、震災後における県、市町村、関係団体の連携体制を強化するため、震災後早期に、県が設置する災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。町は会議に参加するとともに県及び関係団体と連携を図るものとする。また、震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

町は、県及び管轄支部との情報を共有し、連携体制の強化を図るものとする。

第2節 緊急輸送道路の確保

【事務局、税務班】

1 緊急輸送道路調整会議

本部は、町内の道路、橋梁の被害状況を税務班、その他防災関係機関から速やかに収集し、迂回路及び緊急啓開が可能な路線の選定を行う。

なお、交通網に関する情報の収集及び報告に関する流れについては、「本章 第1節 輸送対策実施の流れ」のとおりである。

【まちづくり建設班】

2 緊急輸送道路指定路線

緊急輸送道路の指定にあたっては、町内の被害をもとに臨機応変に指定するものの、その基準については、原則として、「本編 第1部 第10章 第5節 1 緊急道路啓開路線の選定」に基づき、次の方針により実施する。

- (1) 町内の防災関係拠点施設を結ぶ路線の安全を確保し、施設や地域の孤立を防ぐ。
- (2) 緊急物資を町外から運ぶための路線を確保する。

これらの基準を基に考えると、次の路線が緊急時の重要な役割を果たす路線に値する。

<表3-21> 緊急輸送道路想定路線

道路種別等		緊急輸送道路の選定理由
県道	65号線	第2次緊急輸送道路 さいたま幸手線（全域）
	85号線	第2次緊急輸送道路 春日部久喜線（中島交差点～久喜市境）
	154号線	第2次緊急輸送道路 蓮田杉戸線（中島交差点～清地橋）
町道	67号線	県道65号線から須賀小中学校へのアクセス道路
	75号線	県道85号線から国道4号へのアクセス道路
	669号線	県道85号線から総合運動公園へのアクセス道路
	743・77号線	県道85号線から消防組合及び日本工業大学へのアクセス道路
	55・88・94・96号線	県道85号線から役場、進修館、笠原小学校、六花へのアクセス道路 <u>東武動物公園駅東西口駅前広場から進修館へのアクセス道路</u>
	32号線	県道154号線から百間小学校及び福祉交流館すてっぷ宮代へのアクセス道路
	41・1503号線	県道154号線から前原中学校へのアクセス道路
	12・252・248・1348号線	宮代高等学校へのアクセス道路

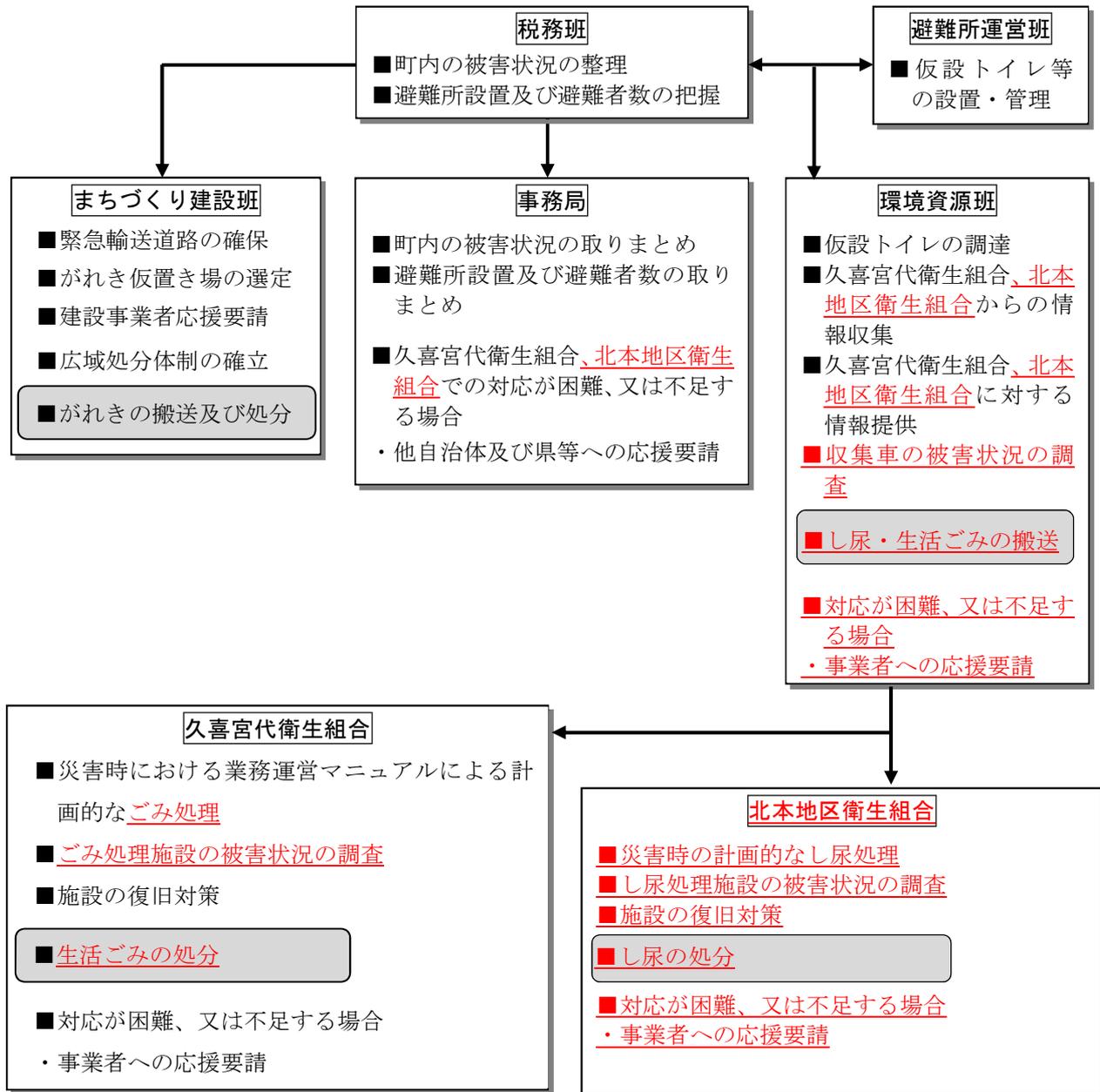
なお、緊急輸送道路に指定された路線について、各道路管理者は必要な交通対策、道路啓開及び応急復旧を行う。

第4節 災害廃棄物の処理

【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合】

1 災害廃棄物への対応の流れ

大規模な災害が発生した場合に大量に発生するごみの処理問題は、住民生活にとって重要な問題である。そのため、ごみの種類に応じて対応の優先順位を定め、迅速かつ的確に対応する必要がある。次に掲げるのはその流れである。



<図3-21> 災害廃棄物への対応の流れ

【環境資源班、まちづくり建設班、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合】

2 基本的な考え方

(1) 災害廃棄物の範囲

【事務局、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合】

3 情報の収集とマニュアルに基づく廃棄物の処理

(1) 情報の収集

災害が発生した場合、環境資源班は、次の被害情報を久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合から収集する。また、あわせて、税務班が収集した情報（町内の被害状況、避難所の開設状況及び避難者数）を久喜宮代衛生組合及び北本地区衛生組合に提供する。

- ① ごみ処理施設の被害状況
- ② し尿処理施設の被害状況
- ③ (削除)

(2) マニュアルに基づく廃棄物の処理

町は、災害廃棄物処理実行計画に基づき、計画的にごみ・し尿の収集を行う。また、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合は、町からの情報を踏まえ、計画的にごみ・し尿の処理を行う。

【事務局、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】

4 トイレ対策

(1) トイレの水洗機能の確保

水道水が使用できなくなった場合は、プール、池、川、風呂の水等を水洗トイレ用の水として使用する。

(2) 仮設トイレの設置の目安

避難所の避難人員に応じて仮設トイレを設置する。なお、設置の目安としては、次の表のとおりとする。

<表 3-25> 仮設トイレ設置の目安

●仮設トイレ設置基数推計（茨城県南部地震）

	北部	中央部	南東部	南西部	合計
仮設トイレ設置基数	21	20	21	10	72

※仮設トイレ1台あたりの使用人数（想定） 約50人

<算出基礎>

項目	数値等
仮設トイレ一基あたりの平均的な容量	400 リットル
一人あたりのし尿平均排出量	2.5 リットル／人・日
し尿収集頻度	3日に1回

(3) 避難所における対応

① 施設のトイレの使用

使用可能な場合には、既設のトイレを利用する。また、破損した排水設備については、業者へ修理を依頼し、補修して利用する。

② 仮設トイレの設置

環境資源班は、避難所運営班と協力して防災倉庫にある仮設トイレを設置するとともに、

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

【各班共通、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合、[北本地区衛生組合](#)、社会福祉協議会】

3 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震(後発地震)が発生した場合は、町は、「第3編 災害応急対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

【総務班】

2 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ

被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合において、総務班は固定系防災行政無線を活用し、住民に対して、危険箇所からの避難をはじめ、被害の未然防止や拡大防止を促す呼びかけを行うことで注意喚起をする。

また、災害発生中・発生後においても、同様の措置を取るとともに必要な対策を促す。

第4節 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は次の要領により通報する。

【町民生活課／事務局】

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない（災対法第54条第1項）。

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない（同条第3項）。

【町民生活課／事務局】

2 町長の通報及びその方法

町長は、前項の通報を受けた場合、熊谷地方気象台及びその他の関係機関（警察機関、消防機関等）に通報しなければならない（災対法第54条第4項）。

【町民生活課／事務局】

3 熊谷地方気象台に通報する事項

前項のうち、町長が熊谷地方気象台に行う通報事項は、次のとおりである。

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹等

(2) 地震・火山に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

第5節 通信手段と役割分担

【各班共通、社会福祉協議会】

「本編 第1部 第4章 第3節 通信手段と役割分担」に準じる。

第6節 災害情報の収集、報告及び記録の方法

【町民生活課／各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合】

「本編 第1部 第4章 第4節 災害情報の収集、報告及び記録の方法」に準じる。

なお、風水害特有の事項については次のとおりとする。

【町民生活課／各班共通、消防組合、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合】

1 本部への情報の集約

(1) 発災直後の情報収集

「本編 第1部 第4章 第4節 災害情報の収集、報告及び記録の方法」における発災直後の情報収集の内容及び手段のうち、人的被害のみを次のように読み替える。

＜表3-37＞ 発災直後の人的被害通報内容

区分	情報収集する内容	各班、関係機関	
人的被害	1 死者、負傷者の発生及び人命危険の有無	警戒体制 (注1)	町民生活班
	2 被災者の状況		
	3 住民の動向	非常体制	税務班
	4 避難の必要の有無及び避難の状況		

(注1) 警戒体制の場合は、「第3章 第1節 職員の配備計画」に記したとおり、災害対策本部の設置は行わない。

第7節 広報体制の確保

【事務局、総務班、税務班、福祉班、子育て支援班、健康介護班】

「本編 第1部 第4章 第5節 広報体制の確保」に準じる。

第8節 住民からの問い合わせに対する対応

【事務局、総務班、住民班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、社会福祉協議会】

「本編 第1部 第4章 第6節 住民からの問い合わせに対する対応」に準じる。

なお、本文中の地震に関する表記については、風水害等に読み替えて対応する。

第12章 交通の確保対策

【事務局、総務班、税務班、産業観光班、まちづくり建設班、消防組合】
「本編 第1部 第10章 交通の確保対策」に準じる。

第13章 輸送の確保

【事務局、総務班、企画財政班、税務班、町民生活班、産業観光班、まちづくり建設班、消防組合】
「本編 第1部 第11章 輸送の確保」に準じる。

第14章 住民生活の安定

【事務局、総務班、企画財政班、税務班、環境資源班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合】
「本編 第1部 第12章 住民生活の安定」に準じるほか、風水害応急対策計画特有の事項については、次のとおりである。

【環境資源班、まちづくり建設班_____】

1 防疫及び水害廃棄物処理対策

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、町は、_____水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

第15章 行方不明者の救出と遺体の取り扱い

【事務局、総務班、企画財政班、住民班、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班、消防組合、消防団】
「本編 第1部 第13章 行方不明者の救出と遺体の取り扱い」に準じる。

第16章 学校活動

【教育推進班、消防組合】

「本編 第1部 第14章 学校活動」に準じる。

相談事項	担当	相談内容	実施方法
環境相談	環境資源班	生活衛生、動物保護等の相談等	電話、窓口対応による相談
	環境資源班 まちづくり建設班	がれき、住宅の解体・撤去の相談等	電話、窓口対応による相談
	<u>環境資源班</u> <u>久喜宮代衛生組合</u>	生活ごみに関する相談等	電話、窓口対応による相談
消費者、中小企業 経営等相談	産業観光班	消費、中小企業の経営・融資等の相談	電話、窓口対応による相談
建築相談	まちづくり建設班	住宅に関する相談	電話、窓口対応による相談
教育相談	教育推進班	児童・生徒、養護教育等の相談	電話、窓口対応による相談

(3) その他の相談

その他の相談については、パンフレットや関係機関等の紹介により対応する。

第3節 罹災者の精神保健対策（心のケア）

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講ずるものとする。

【健康介護班】

1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- (1) 呆然自失、無感情、無表情な状態や反応
- (2) 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- (3) 現実否認による精神麻痺状態
- (4) 家族等を失ったことによるショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀
- (5) 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- (6) 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

【健康介護班】

2 心のケア

前述の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずるものとする。

- (1) 精神科医師、保健師等による避難所の巡回相談
- (2) 保健所等での精神保健相談
- (3) 小・中学校での子どもに対する精神的カウンセリング
- (4) 専門施設での電話相談窓口の開設
- (5) 情報広報紙の発行、罹災者への情報提供
- (6) 避難所における罹災者向けの講演会、研修会の実施

【町民生活課】

2 複合災害発生時の被害想定の実施

町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定対策を検討する。

【総務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、教育推進課】

3 防災施設の整備等

複合災害の発生時に、防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討したうえで、施設の整備を進める。また、町及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、役場庁舎が使用できなくなった場合を想定して、代替の施設をあらかじめ検討するとともに、災害時の対応方法や業務の継続方法についても、あわせて検討する。

【町民生活課】

4 非常時情報通信の整備

県災害オペレーション支援システムへの入力を通じて、行政や防災関係機関（警察機関、消防機関、救急医療機関、ライフライン事業者等）内で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報をリアルタイムで共有する。

【総務課、企画財政課、住民課、町民生活課、環境資源課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課、教育推進課_____】

5 避難対策

「第2編 第3章 第4節 生活維持活動のための準備」に準じる。

なお、町は、避難所の選定にあたっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害等で一部の避難所が使用できなくなる可能性があるため、あらかじめ代替となる避難所や避難経路を複数想定しておく。

【総務課、税務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、まちづくり建設課、教育推進課、消防組合、消防団】

6 災害医療体制の整備

「第2編 第3章 第3節 緊急対策活動のための準備」に準じる。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動ができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定して、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

【総務課、町民生活課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、まちづくり建設課、教育推進課】

7 災害時の要配慮者対策

「第2編 第2章 第5節 要配慮者の安全確保」に準じる。なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、福祉避難所については、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する場所を選定する。

【町民生活課、まちづくり建設課】

8 緊急輸送体制の整備

「第2編 第3章 第3節 7 緊急輸送体制の整備」に準じる。なお、町及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段について検討を行う。

第3節 応急対策

【各班共通、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合、社会福祉協議会】

1 情報の収集・伝達

「第3編 第1部 第4章 情報の収集と伝達」に準じる。

なお、町は、複合災害が発生した場合、被害状況について、速やかに情報を収集し、あわせて応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

【まちづくり建設班】

2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている状況で大規模な地震が発生する等の複合災害が発生した場合、浸水や火災、建物倒壊により、道路閉塞等の交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察機関は、速やかに交通規制を実施する。

【まちづくり建設班】

3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。このため、町は、緊急輸送道路等の重要な路線について、建設業者等の協力のもと、道路の応急補修を優先的に実施する。

【事務局、福祉班、子育て支援班、健康介護班、教育推進班】

4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合には、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させるとともに、必要に応じて、避難所の再配置を行うものとする。

宮代町地域防災計画

作成 昭和 63 年 11 月

修正 平成 8 年 3 月

修正 平成 19 年 7 月

修正 平成 21 年 10 月

修正 平成 22 年 10 月

修正 平成 26 年 3 月

修正 平成 30 年 3 月

修正 令和 4 年 5 月

修正 令和 6 年 2 月

修正 令和 6 年 月

編集 宮代町防災会議

事務局 宮代町町民生活課

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1 丁目 4 番 1 号

電話 0480-34-1111